

財形保険の災害死亡保険金に規定する「感染症」の範囲拡大について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

第一生命保険株式会社(社長:稲垣 精二、以下「当社」)は、4月16日付ニュースリリース「新型コロナウイルス感染症」に関連した対応についてにおいて、災害割増保険金等に規定する「感染症」の範囲を拡大し、「新型コロナウイルス感染症」を直接の原因として、死亡および高度障害状態になった場合に、災害割増保険金等をお支払いする旨を公表しました(https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2020_007.pdf)。

今般、財形保険の災害死亡保険金に規定する「感染症」の範囲について、以下の通り改訂いたします。

【財形保険の災害死亡保険金に規定する「感染症」の範囲拡大について】

1. 内容

「新型コロナウイルス感染症(U07.1 COVID-19[※])」を直接の原因として、死亡された場合、「2. 対象となる保険種類」の商品において、災害死亡保険金をお支払いします。

※世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂(ICD-10)2019年版」における分類コード

2. 対象となる保険種類

- (1) 勤労者財産形成貯蓄積立保険
- (2) 財形年金積立保険
- (3) 勤労者財産形成給付金保険
- (4) 勤労者財産形成基金保険
- (5) 財形住宅貯蓄積立保険

3. 保険料

今回の改訂による保険料の変更はありません。

4. 適用時期

2020年2月1日以降に発生した支払事由について適用します。

(注)「新型コロナウイルス感染症」について、政令において指定感染症の対象外になり、かつ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(「感染症法」)の1類感染症、2類感染症または3類感染症(契約日が2007年4月1日以降のご契約については1類感染症または2類感染症)に指定されていない場合は、上記お取扱いを終了します。

以下の附則第1条の保険にご加入されているお客さまについて、
下記のとおり「感染症」の範囲拡大に関する附則を適用します。

附則（2020年6月9日）

第1条（適用対象）

この附則は、つぎの主契約に適用します。

- (1) 勤労者財産形成貯蓄積立保険
- (2) 財形年金積立保険
- (3) 勤労者財産形成給付金保険
- (4) 勤労者財産形成基金保険
- (5) 財形住宅貯蓄積立保険

第2条（災害死亡保険金の支払事由における対象となる感染症）

第1条（適用対象）に定める主契約の普通保険約款について、災害死亡保険金の支払事由において、災害死亡保険金の対象となる感染症および対象となる感染症を規定している別表の規定を附則別表の規定に読み替えます。

附則別表 災害死亡保険金の支払対象となる感染症

1. 災害死亡保険金の支払対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

| 分類項目 | 基本分類コード |
|---|---------|
| ○コレラ | A00 |
| ○腸チフス | A01.0 |
| ○パラチフスA | A01.1 |
| ○細菌性赤痢 | A03 |
| ○腸管出血性大腸菌感染症 | A04.3 |
| ○ペスト | A20 |
| ○ジフテリア | A36 |
| ○急性灰白髄炎<ポリオ> | A80 |
| ○ラッサ熱 | A96.2 |
| ○クリミア・コンゴ出血熱 | A98.0 |
| ○マールブルグウイルス病 | A98.3 |
| ○エボラウイルス病 | A98.4 |
| ○痘瘡 | B03 |
| ○重症急性呼吸器症候群 [SARS] (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませす。) | U04 |

2. 新型コロナウイルス感染症（世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）2019年版」におけるコードU07.1（COVID-19）をいいます。以下同じ。）について、つぎのいずれかに該当するときは上記の「災害死亡保険金の支払対象となる感染症」に含めます。なお、つぎのいずれにも該当しなくなった場合には、その日以後、新型コロナウイルス感染症は「災害死亡保険金の支払対象となる感染症」に含まれません。
- (1) 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年1月28日政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）第6条第8項の指定感染症に定められていること
 - (2) (1)の新型コロナウイルス感染症が、感染症法第6条第2項および第3項に規定する1類感染症または2類感染症に定められていること
3. 新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速に蔓延したことによって、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡した被保険者の数の増加が、当会社の健全性に著しい影響を及ぼすと認めるときは、当会社は、その影響の程度に応じ、新型コロナウイルス感染症による災害死亡保険金を削減して支払うことがあります。
4. 上記3.において削減して支払う金額は、第1条(1)および(5)については被保険者が死亡した時の積立金を、第1条(2)については被保険者が死亡した時の積立金額を、第1条(3) および(4)については当該被保険者に係る単位保険の積立金の額をそれぞれ下回りません。